

●香川県告示第412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成22年10月15日から同年11月5日まで一般の縦覧に供する。

平成22年10月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 宮尾高瀬線（221号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市高瀬町新名字松下 723番1地先から 三豊市高瀬町下勝間字加 茂2486番1地先まで	前	18.6~48.4	583	設計変更に伴う一部区域 の追加による区域変更並 びに当該変更により追加 された区域及び平成13年 香川県告示第631号で区 域変更した区域の一部供 用開始
	後	18.6~45.2	589	

- 4 供用開始の期日 平成22年10月15日